

尾張旭市教育委員会（１１月）定例会次第

日時 令和６年１１月２７日（水）

午後２時

場所 市役所３階 講堂（１）

１ 開会のあいさつ

２ 前回会議録の承認について

３ 報告

別紙のとおり

４ 付議事件

- （１）承認第４号 令和６年度一般会計補正予算（１２月）に係る教育長の臨時代理に
関し承認を求めることについて
- （２）協議第４号 今後の中学校休日部活動の考え方について
- （３）第２２号議案 令和７年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について

５ その他

６ 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和６年１２月１８日（水）午後２時

場所 市役所３階 講堂（１）

I 令和6年度第3回尾張部都市教育長会及び尾張部町村教育長会 合同会議

(令和6年10月30日(水) 於:長久手市文化の家 森のホール)

1 開会

2 会長あいさつ

一宮市教育長 高橋 信哉
扶桑町教育長 澤木 貴美子

3 開催市あいさつ

長久手市長 佐藤 有美

4 愛知県教育委員会あいさつ

事務局次長兼管理部長 坂川 智

- ① 中高一貫教育について
- ② 夜間中学について
- ③ 第五次愛知県教育振興基本計画作成のための意見の集約について

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

- (1) 当面する人事行政の課題について
教職員課 担当課長 山田 洋暢
- (2) 第五次愛知県教育振興基本計画(仮称)作成のための意見の集約について
あいちの学び推進課 担当課長 稲垣 正博
- (3) 県立中学校開校に伴う就学援助の取扱いについて
財務施設課 担当課長 原 隆信
- (4) 学級編制の基準日の見直し案について
財務施設課 担当課長 原 隆信
- (5) クラウドサービスを活用した照会・調査業務の改善について
ICT教育推進課 担当課長 古関 利勝

6 協議議題

- (1) 議題1 教育委員と社会教育委員との意見交換について【提案市:稲沢市】
- (2) 議題2 教育委員会後援名義許可について【提案市:尾張旭市】
- (3) 議題3 学校施設に係る長寿命化改修の実施について【提案市:岩倉市】
- (4) 議題4 タブレット端末の持ち帰りに係る活用内容について【提案市:あま市】
- (5) その他

7 諸連絡

8 尾張部都市教育長会議 次回開催市及び期日

開催市 津島市

日 時 令和7年2月5日（水）午後2時から

場 所 津島市文化会館

9 閉会あいさつ

教育長の現場訪問

旭小学校と城山小学校の運動会

教育委員会定例会 教育長資料
令和6年11月27日（水）

1

1 運動会、いまの姿は

「新型コロナウイルス感染症の拡大」「熱中症の予防・対策」「教職員の負担軽減」を契機に

- 時期
土曜日開催 から 平日開催 に
- 時間
一日開催 から 半日開催 に
- お昼ごはん
お弁当 から 給食実施 に と変わってきました

2

2 工夫された、特色ある運動会

④ 城山小学校

10月31日(木)
「みんなで笑おう 運動会」

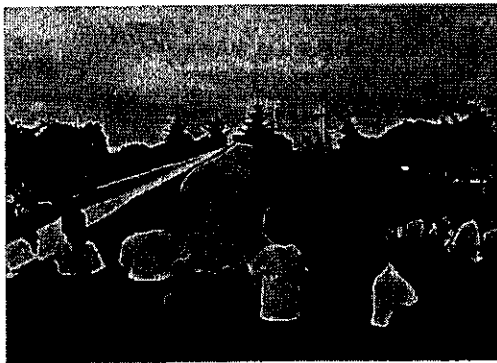
☀️得意な子もそうでない子
も一緒になって

★2年生の「一歩前へ」

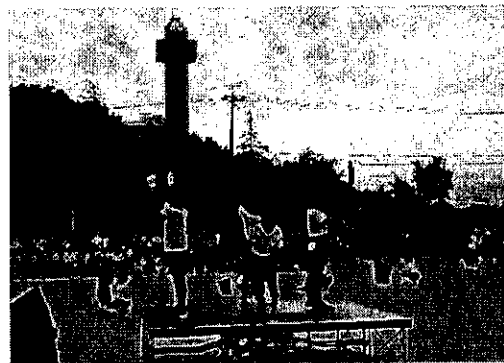


2 工夫された、特色ある運動会

④ 城山小学校



巨大パッチワークをみんなで



舞台の上でフラッグダンス

2 工夫された、特色ある運動会

旭小学校

10月31日（木）
「仲間とともに突き進め」

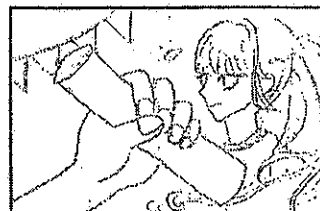
 2学年合同による種目・演技

 5年生と6年生の「音遊」

令和6年度

運動会

～ 仲間とともに突き進め ～



日時 令和6年10月31日（木）

【予定日 11月1日（金）】

尾張旭市立旭小学校

2 工夫された、特色ある運動会

旭小学校

子どもたちの運動会の様子を
動画でご覧ください。

（動画 約2分）

尾張旭市教育委員会

(令和6年10月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（１０月）定例会会議録

１ 日 時 令和６年１０月２３日（水） 午後２時００分

２ 場 所 市役所３階 講堂（２）

３ 出席者	教育長	三 浦 明
	委 員	山 本 真依子
	委 員	鈴 木 厚 子
	委 員	戸 原 弘 二
	委 員	近 藤 三 博

４ 出席職員	教育部長	山 下 昭 彦
	管理指導主事	伊 藤 和 由
	教育政策課長	大 内 裕 之
	学校教育課長	山 田 祐 司
	学校給食センター所長	三 浦 明 美
	生涯学習課長	鈴 木 直 子
	図書館長	松 原 友 雄
	文化スポーツ課長	周 防 康 尚
	指導主事	杉 野 智 昭

５ 従事職員	教育政策課長補佐兼教育政策係長	中 川 暢 顕
	教育政策課副主幹	稲 生 さより

６ 傍 聴 者 なし

７ 会議に付した事件

- (１) 協議第３号 水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について
- (２) 第１８号議案 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について
- (３) 第１９号議案 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について
- (４) 第２０号議案 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則の一部改正について
- (５) 第２１号議案 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見の申出について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから10月定例教育委員会を開催します。 教育委員の任期満了に伴い、松尾委員が退任され、新たに近藤委員が就任されましたので、よろしくお願いいたします。後ほど近藤委員に、ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 さて、今週に入り、先日までの暑さを忘れそうなぐらい、朝晩、涼しくなり、秋の気配を感じる季節となりました。 こうした秋に行われるのが、学校では、運動会・体育祭や修学旅行などであります。私も、先日、市内小学校のトップバッターとして実施された、瑞鳳小学校の運動会を見学してきました。以前の運動会とは違い、平日かつ半日での開催で、コロナ禍の時とは違い、学年別でなく、全学年で行われ、大勢の保護者の方も応援に駆けつけておりました。なにより、子どもたちの笑顔や楽しそうな表情を見ることができ、大変嬉しく思います。これから実施される学校も、楽しい思い出が多くつくられるようにしていただきたいと思います。 また、先週開催された、市民祭では、小学生の金管バンドパレードと中学校の吹奏楽の演奏も行われ、多くの市民の皆さんの前で披露することができたことは、子どもたちにとって、良い思い出になったと思います。東中学校の演奏では、アンコールまであり、市民の関心の高さを伺うことができました。今後も市民祭の目玉として実施し、活気ある市の行事として、続いていくことを願っております。 それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。 本日の報告は3件でございます。令和6年10月報告事項についての資料をご覧ください。 (資料に基づき説明) ・令和6年度第3回尾張部都市教育長会議並びに尾張部町村教育長会

	合同臨時会議（９月２４日開催）
	・愛日地方教育事務協議会（１０月１５日開催）
教 育 長	それでは、ここで、先の１０月１日付けで新たに教育委員に就任されました、近藤三博委員から一言ご挨拶をいただきたいと存じますので、
	よろしくお願いします。
	（近藤委員あいさつ）
	ありがとうございました。次に事務局職員の自己紹介をお願いします。
	（事務局職員自己紹介）
教 育 長	次に教育長の現場訪問とあります資料をご覧ください。
	【パワーポイントに基づき説明】
	・こども★日本語サポーターズ
	・スカイワードあさひ星の会
教 育 長	それでは次第の２「前回会議録の承認について」に入ります。各委員
	は、９月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。
	（無しの声）
	無いようですので、９月定例会会議録は原案どおり承認します。会議
	録承認の署名を行う委員は、山本委員を指名しますので、後ほどお願い
	します。
	次に、次第の３「報告」に入ります。事務局から報告をお願いします。
教 育 部 長	（資料に基づき説明）
	・９月議会について
	・学校給食における賞味期限切れ食材の提供について
	・個人情報の誤送信について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	９月議会についても、議員から多くの質問があり、教育に関心が高い
	と感じています。中でも不登校対策に対して「教育長の思い」が伝えら
	れたことは、良かったと思っています。
戸 原 委 員	学校給食における賞味期限切れ食材の提供についてですが、すぐに

	公表されたことは、とても良かったと思います。決してあってはならないことですが、資料の提供とともに公表されたことにより、おそらく、市民や保護者の方も感情的になることもなく問い合わせがなかったのだと思います。本件については、主な原因が納入業者にあると考えられますが、学校は納められたものが正しいものとして、対応をされてきたと思います。今回は納入されたものが賞味期限切れであり、こういうことが、今後起こらないように、対策していかなくはなりません。今後の対策が「納入業者に再発防止を徹底させるとともに、学校においても喫食前に賞味期限の確認を行います。」とありますが、再発防止の徹底だけでは具体性に欠けると思います。納入業者から、今回こういう原因だったので、こういうふうに対策することにより、同じ事態は起こりませんという具体的な対応策を提出していただいて、それを学校側、事務局側が承認することで同様の事故を防ぐことができるのではないかと考えます。今後より良くするためには、具体的な対策を着実に実行し、それを徹底するということが大事だと思いますので、再発防止が徹底されるまでしっかりと確認して欲しいと思います。
学校給食センター所長	ご意見ありがとうございます。今回は、2025年9月11日賞味期限の食材が提供されましたが、不足分を在庫の保管食材2024年9月11日の丁度1年前の賞味期限のものを見誤って提供されたことが原因でした。市側も、納入業者に対し厳重注意を行うとともに、在庫食材の賞味期限の緊急点検と、在庫管理の徹底、納品する食材は全て同一日のものとする、賞味期限が製造日から1年以上ある食材の場合、賞味期限まで6か月以上あるものを納入するよう指導を行いました。なお、賞味期限切れで提供してしまった食材を別途検査機関で調査したところ、大腸菌、サルモネラ菌の試験結果は陰性でした。
戸原委員	個人情報の誤送信についてですが、学校は、個人情報がたくさんあると思います。最近個人情報の漏洩や、生徒の評価に関する情報の漏洩が多く報道されていると感じている中での当市でのニュースでした。先程

	部長が言われたとおりこの時代にFAXを使用しているというのは、驚きました。逆に今までよく漏洩が起こらなかったと思いました。私たち民間企業の間でも、FAXは一度送信してしまうと取り返しがつかず、しかも今の時代は内容をデータ化されてしまうことが多く、かなりリスクが高くなりますので、これを機に改善して欲しいと思います。今回は誤送信による情報漏洩ではありますが、素早く判断して公表したことは、学校側の危機管理への意識が高かったからではないかと、と感じました。民間企業でよく言われるのが、悪いことが起ったときに内部で隠してしまうと、情報漏洩ということよりも、隠蔽したということが大きくなる印象があります。隠す体質だと思われる可能性があるので、内部で処理することはやめていただきたいと思います。結果的に問い合わせが無かったのは「こういうことがありました」と正直に伝えたことで、学校側の危機管理が正しかったと感じられ、子どもたちも保護者も安心したからだと思います。今後の対策としてまず考えられるのがFAXを使用することを止めていくことだと思います。 なお、今回誤送信した学校に限らず、本市の全ての小中学校に対して通達した内容を学校長はどのように受け止めているのか、反応はどうだったのか、具体的に指示は出しているのかなど教えてください。
管理指導主事	該当校の校長には、嚴重注意の通知を出したところになります。今後校長会で他の小中学校に再確認をしていく予定をしております。
戸原委員	先ほどの賞味期限切れの場合は、納入業者に原因があると思いますが、誤送信に関しては、取り扱っている先生に原因があると思います。今後どうしていくのが重要と思っています。どうして誤送信してしまったのか、一步間違っていたら大事になっていたということを、校長に伝えていただきたいと思います。あってはならないのですが、誤送信など起こってしまった時の対応は、今回のようにすみやかに公表していただきたいと思います。 今後の対策として、リスクヘッジをする中で、1度失敗が起こった時

	に、再度同じことが起こらないような具体的な対策を立てる必要があると思います。また、資料に記載された対策の中に「など・等」という言葉が見られますが、これでは、再発の可能性が高くなります。なぜかという、と、「など・等」の中に様々な方法・対策が含まれることとなり、現場の先生の判断でどの方法も選べてしまうことになるからです。具体的な対策を限定して示せば、それ以外の方法は取り得ないことになり、誰がその事務を行ったとしても、間違いは起きないということになります。今後、より間違いの少ないやり方を選んでいただきたいと思います。ただ、きちんと誤送信の公表をされたことについては、称賛の意を伝えさせていただきます。
教 育 長	公表をしたことについては、良い対応だったと思いますので、今後事務局でしっかり対策をしていただきたいと思います。
	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	それでは、次の報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・10月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
近 藤 委 員	学校の様子の最後の就学時健康診断ですが、以前は、学校で就学時健康診断を行っていたと思うのですが、その後スカイワードあさひで実施するようになり、今年は、渋川小学校の就学時健康診断は中央公民館で実施されました。毎回場所が違うのはどうしてでしょうか。また、耳鼻科と歯科と眼科に関しては、学校医でない学校に配置されていますが、以前担当に聞いたときはまだ児童が学校に入学していないため、どこの先生が診ても一緒ですので学校医に拘らないと言うことでしたが、それでしたら無理して学校医で振り分ける理由がなくて全部関係なく振り分ければいいと思います。毎回場所が違うことと、学校医でない学校への割り振りについて説明していただきたいです。

管理指導主事	場所につきましては、多くの学校がスカイワードあさひで行っていますが、今回の渋川小学校に関しては、スカイワードあさひの予約が他の予定が入って予約できなかったため、中央公民館ということになりました。学校としましても短期間で連続して就学時健康診断を行うと、準備や片付けが容易になりますので出来れば同じ場所で行いたいです。学校医として自分の担当する学校の児童を診られないということですが、早い時期から学校医のスケジュールを調整させていただいている中、なかなか担当の学校での調整が難しい状況にあります。ただ、内科の学校医については、担当の学校を割り振りますが他の耳鼻科と歯科と眼科にしましては、調整が取れたところ来ていただくという形で行っています。
近 藤 委 員	事情は良く分かりましたが、改善点はないでしょうか。
教 育 長	今後に向けて、意見を受け止めていただいて、改善できるのであれば取り入れていただきたいと思います。
近 藤 委 員	来年度でなくてもいいので、検討していただけたらと思います。
山 本 委 員	この前市民祭で、小学校金管クラブのパレードや中学校の吹奏楽部のステージを拝見させていただきました。発表する場を設けてあることで、子どもたちがとても成長することができると思いますし、人に自分の成果を見てもらえるという達成感がすごくあると思うので、部活等指導者の方が配置できなかったりしますが、なるべく継続してあげられたらと毎年感じます。緊張して音が震えるという感想も聞きましたが、発表後の笑顔がすごく輝いていたので、私も続けて見たいですし、続けてできる環境を整えて作っていただけたらと思いました。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・教育長職務代理者の指名について

	・情報公開請求について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
学校教育課長	(資料に基づき説明)
	・南新町中畑地内における物損事故について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸 原 委 員	この通学路標識が倒れた原因は何でしょうか。
学校教育課長	おそらく車が当たって倒れたのではないだろうかと考えておりますが、詳細は不明です。
戸 原 委 員	気が付いたら標識が倒れているのが見つかって、標識がフェンスに当たっていたということでしょうか。
学校教育課長	原因となった事象がいつどのように発生したかは分かりませんが、フェンスを設置している方から連絡をいただき、標識が倒れて破損させていることを把握しました。
鈴 木 委 員	通学路標識は、普段学校教育課が管理しているのですか。また、学校教育課が場所を決めて設置するのでしょうか。
学校教育課長	標識の管理は、学校教育課で行っています。最近、新規に設置していませんが、市内で200カ所くらい設置してあります。この物損事故を受けまして、現在通学路標識の緊急点検を実施しています。今のところ倒れそうな標識は、確認されておりません。もし、確認された場合は、速やかに撤去する予定としております。
鈴 木 委 員	点検は、どなたがされているのでしょうか。
学校教育課長	学校教育課の職員が目視で点検しています。
教 育 長	全ての通学路に標識は設置されているのでしょうか。新たに通学路となった所にも標識は設置されるのでしょうか。
学校教育課長	最近通学路になった所には、標識を設置するのではなく、グリーンラインを道路に引いて表示し、車に注意喚起を行っています。

鈴木委員	今後は、グリーンラインを設置していくということは、道路標識が倒
	れた際は、撤去してグリーンラインに変えていくということでしょうか。
学校教育課長	これからは、順次倒れた標識を撤去してグリーンラインに変更してい
	きます。
鈴木委員	グリーンラインの舗装がすごく剥がれていて、側溝に溜まってい
	る場所があるのですが、このような連絡は学校教育課に伝えればいい
	のでしょうか。
学校教育課長	学校教育課に伝えていただければ、工事の施工を担当している土木
	管理課に依頼してグリーンラインを引かせていただきます。
教育長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・第39回尾張旭市民ジョギング大会の開催について
	・マメナシ・アイナシイメージキャラクター「マメナッシー&アイナ
	ッシー」LINEスタンプの販売について
教育長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸原委員	マメナッシー&アイナッシーのLINEスタンプについて、作成の目
	的が、『市の指定文化財の「長池のマメナシ・アイナシ自生地」をより
	身近に感じてもらい自生地を大切にする意識が育まれるよう』とありま
	すが、これがなぜLINEスタンプに結び付くか分かりません。このL
	INEスタンプは誰をターゲットに作られたのでしょうか。
文化スポーツ課長	ターゲットは、全員に向けています。
戸原委員	私も購入して使いたいと思っていますが、何の目的で誰に向けてアピ
	ールするのかによって、LINEの文字も変わると思います。子どもた
	ちをターゲットにするLINEなのか、中高生なのか、大学生なのか、
	ビジネスツールで使えるLINEなのか、プライベートで使えるLIN
	Eなのか、ターゲットによって入る文字が変わると思います。折角作る

	ものなら使ってもらえるものを作ってもらいたいですし、使いやすいものであつて欲しいと思います。マメナッシー、アイナッシーの知名度が上がることによって、長池の自生地を身近に感じてもらうようなストーリーと思うので、ぜひ、例えばターゲット別に作成してみるとか、PR方法を考えてみるとかすると良いと考えます。個人的には、文字の中に「尾張旭」と入っていれば、より市外の方にLINEを打ちやすいと思います。
教 育 長	ジョギング大会ですが、4月のウォーキング大会の時に森林公園にイノシシが出て中止となりましたが、現在の森林公園のイノシシの状況が分かれば教えていただきたいです。
文化スポーツ課長	イノシシは、よく出没していますが、協会の関係者がコースの途中で間隔を空けて常時立ってくれますので、対策を取りながら開催する予定でいます。
教 育 長	状況を踏まえてしっかり対策を取って開催をしてください。
鈴 木 委 員	ジョギング大会ですが、小学生、中学生とずっと続けて参加されている方もいると思います。リピーターの方を表彰するなど何かできないかと思います。例えば5回参加したら記念品が少し豪華になりますみたいなことがあれば楽しみが増えてもっと続けて参加したいと思うのではいいでしょうか。
文化スポーツ課長	多くの事業者などの皆様から協賛いただき、参加賞品をいただいていますので、還元していけるよう参考にさせていただきたいと思います。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声)
教 育 長	無いようですので、報告については終了します。 次に、次第の4付議事件に入ります。 はじめに、「協議第3号 水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について」審議します。事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(資料に基づき説明)

	・協議第3号 水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
鈴 木 委 員	令和8年度以降、送迎バスのない民間プールでの委託を実施とは、旭小学校・本地原小学校以外の学校については、送迎の方法が何かあるのでしょうか。
学校教育課長	送迎バスがない市外の民間プールは、民間事業者側にバスを借りていただいて送迎を行うと考えていたものになります。
鈴 木 委 員	令和6年度からすでに3校でされていて、それは送迎バスで実施されているのでしょうか。
学校教育課長	民間プールに色々協議をしまして、送迎の方法につきましても、民間プールにバスを準備していただき送迎が可能となったため、実施しています。
鈴 木 委 員	来年度の3校に関しては、送迎バスを持っていないけれど、準備をしていただいて行う想定がされているのですね。
学校教育課長	民間プールに準備していただいたバスで、送迎が可能となりましたので、追加の委託を実施する予定です。
鈴 木 委 員	中学校の方では、学校でそのまま続けていかれるということですが、学校のプールの老朽化による更新時期は、ある程度分かっているのでしょうか。
教育政策課長	老朽化は、進んでいます。何年か先には、プールの建て替えが必要になってきますので、施設の現状把握に努めています。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
戸 原 委 員	プールに関しての一番の目的は、子どもたちが授業を通じて水泳を好きになることが大事だと思っています。大規模改修が60年割ということは、改修してすぐはいいですが、50年から先はきっとかなりプールがボロボロになっている状態となり、その後、10年間は、その状態で、子どもたちが使い続けることになってしまいます。民間に委託すること

	によって、安全で常に綺麗なプールで快適に、授業を実施することができると思いますので、このまま進めていただきたいと思います。全体の小学校の見通しがついてきたような状況ですので、今後、民間であるがゆえに何らかの理由で営業を停止するような施設が出るかもしれない、しかも突然営業停止となる可能性があるのも、そうなった時の各学校で委託している先の代替案というのを今のうちから考え始めておくと、いざ起こった時に子どもたちに悲しい思いをさせることがなく継続して楽しい水泳の授業が実施できると思います。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「協議第3号 水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	それでは、「協議第3号 水泳授業支援業務委託の今後に係る方針について」は、原案どおり可決します。
	次に、「第18号議案 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」審議します。事務局から説明をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・第18号議案 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
鈴 木 委 員	文化会館は、該当する5市町は年間どれくらい使用されていたのですか。
文化スポーツ課長	昨年の実績ですと、8割が市民の方、1割5分くらいが4市1町の方、5分が市外の方となります。
鈴 木 委 員	1割5分の方たちが、1.5倍の料金になることによって、いくらく

	らしいの収入が増える見込みになりますか。
文化スポーツ課長	150万円くらい増収となると見込んでいます。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第18号議案 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第19号議案 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」審議します。事務局から説明をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・第19号議案 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
近 藤 委 員	営利目的であるということをどのように判断されるのでしょうか。その判断の基準はあるのでしょうか。
文化スポーツ課長	窓口で分かる判断基準のフローチャート、新池交流館ふらっと等の市の拠点施設を所管している暮らし政策課と同じものを使用して全市的に統一して判断していきます。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第19号議案 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第20号議案 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則

	の一部改正について」審議します。事務局から説明をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・第20号議案 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則の一部改正について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第20号議案 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則の一部改正について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第21号議案 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見の申出について」審議します。事務局から説明をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・第21号議案 尾張旭市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見の申出について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	今年度から新たに始まった、教育振興基本計画や教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の中に入っているスポーツの取り扱いについては、どのようになるのか教えてください。
教育政策課長	スポーツに関する事務を市長部局に移管することに伴いまして、教育振興基本計画を見直すことは考えておりません。また、教育振興基本計画につきましては、市の総合計画と関連しており、スポーツに関する施策は、いずれの計画にも同様に記載されております。今後、両計画に基づき引き続き市長部局と連携の上、スポーツの施策の進行管理を適切に実施していきたいと考えています。また、教育に関する事務の点検や評

1 1 月定例教育委員会報告

1 1 月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和6年11月27日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 11月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学 校 教 育 課	
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 令和7年尾張旭市二十歳の集いについて
図 書 館	1 読書奨励事業「ぬいぐるみのおとまり会」実施について
文化スポーツ課	1 愛知万博メモリアル第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の選手について 2 市民プールリニューアル工事について
全 課	

1 11月校長会議等について

1 11月校長会議

(1) 教育長

他会議に出席のため、校長会議欠席

(2) 教育部長

- あいち県民の日連携事業の実施について
- 秋の火災予防運動について
- 児童虐待防止の推進について
- 地区の防災訓練について
- 令和7年度予算について

(3) 管理指導主事

- 学校間での情報共有・連携
- 人権週間、人権月間について
- 人事関係調査について
- 教職員の不祥事根絶に向けて

2 学校の様子

- 中学校の期末テストは、11月中旬に行われた。
- 11月18日（月）が、本年度最後の学校訪問であった。
- インフルエンザが流行しており、学級閉鎖を行う学校も出てきた。

1 後援・推薦行事について

令和6年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
55	後援	オープニング 特別企画 弦 楽器の魅力あ ふれる公演！	さくら ホール	令和6年12月1日 (日)、令和7年1 月26日(日)、2 月18日(火)	生演奏を身近に聴い て、市民の皆様は心 豊かになって頂き、 尾張旭市の文化・芸 術の向上に寄与する ことを目的とする。	さくらホー ル 会長 肥後 智美
56	後援	朝日新聞「親 子で作文・ス クラップ教室」	尾張旭 市新池 交流館 ふらっ と	令和7年1月19日 (日)	これからの社会で求 められる「読解力」 「情報処理力」「表 現力」の3つの力を 鍛えるために、実際 に新聞を活用しなが ら作文や記事のスク ラップに親子で取り 組んでもらうことを 目的に開催する。	株式会社朝 日新聞社 名古屋本社 販売部長 真戸原 隆 一
57	推薦	市民参加型ミ ュージカルを 作ろう！	尾張旭 市文化 会館	令和7年1月26日 (日)	ミュージカルの公演 を通じて、幅広い年 齢層の市民の交流を 深めるとともに、尾 張旭市の文化・芸術 に対する意識の向上 を目的とする。	尾張旭でミ ュージカル を作ろう実 行委員会 代表 片桐 恵子
58	後援	オーケストラ Fantasia 第 21回定期演 奏会	守山文 化小劇 場	令和7年4月27日 (日)	管弦楽の生演奏によ り、演奏者と一般聴 衆が感動と豊かな時 間を共有すること で、市民の音楽文化 の向上に寄与する。	オーケスト ラFantasia 団長 山本 秀樹

59	後援	第16回アマチュアマジックフェスティバル	尾張旭市文化会館	令和7年4月26日 (土)	マジックを通して市民の交流の場として開催し、文化の発展と社会に貢献できるアマチュアマジシャンを育成することを目的とする。	グランパス マジック ソサエティ ー 会長 小島 良信
60	推薦	クリスマスコンサート	尾張旭市文化会館	令和6年12月14日 (土)	プロの音楽家による本格的なクラシック音楽を市民、近隣全ての方に身近に感じていただき、音楽の力で、尾張旭市をより文化的で心豊かな健康の街として発展させていただくことを目的として開催する。	尾張旭家族 でクラシッ ク実行委員 会 (KAZ OCLA・ ASAHI) 代表 岡 里歌子

許可件数6件（後援4件、推薦2件）

新規団体は番号の下に下線

2 情報公開請求について

請求年月日	令和6年9月30日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	令和3年～令和6年、3月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分）
決定年月日	令和6年10月25日
開示区分	一部公開
開示文書名	令和3年～令和6年、3月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分）
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 在校時間状況記録一覧の対応等に関する部分 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

請求年月日	令和6年10月29日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	平子公民館・児童館外壁改修工事の金入り設計書
決定年月日	令和6年11月11日
開示区分	一部公開
開示文書名	平子公民館・児童館外壁改修工事の金入り設計書
担当部署	生涯学習課
備考	1 非公開とした部分 単価根拠を記載した部分及び細目別内訳書の備考欄に記載した内容 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがあるため。 (1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ。 (2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ。

1 令和7年尾張旭市二十歳の集いについて

1 開催方式について

3 中学校区毎の分散方式

2 開催日時について

令和7年1月12日(日)

第1部式典：午後1時30分から

第2部集い：午後2時15分から

3 実施内容

第1部式典：主催者式辞、来賓祝辞、誓いの言葉

第2部集い：20歳を迎える実行委員が企画したイベント
(各中学校区とも恩師招待、抽選会)

4 対象人数について(令和6年10月現在) (単位：人)

	令和7年	令和6年	前年度比
旭中学校区	345	320	25
東中学校区	266	246	20
西中学校区	224	248	△24
総合計	835	814	21

※ 前年度については、令和5年10月現在

5 会場について

校区	会場
旭中学校区	尾張旭市文化会館
東中学校区	尾張旭市東部市民センター
西中学校区	尾張旭市渋川福祉センター

6 令和7年の変更点について

旭中学校の開催場所については、他中学校区同様、市公共施設を使用することとし、旭中学校体育館から文化会館へ変更する。

1 読書奨励事業「ぬいぐるみのおとまり会」実施について

1 事業内容

本や図書館への関心を高めて利用促進を図るため、3～6歳の未就学児を対象に、幼児が所有するぬいぐるみを図書館で預かり、ぬいぐるみが読書や図書館の仕事を体験する当館初の試み。体験の様子を写真撮影したアルバムを作成し、ぬいぐるみのお迎え（返却）の際に参加者にプレゼントした。また、参加者とそのぬいぐるみに合う絵本を2点選書し、『ぬいぐるみがおとまり中に読んでいた本』としてメッセージカードを添え、本の貸出しを行った。

2 実施日等

令和6年10月5日（土）～8日（火）特別整理休館中

ロゴフォームによる受け付けのみ、19組参加

3 その他

金城学院大学との連携事業のため、6月に教授との打合せ、9月に当館司書によるゲストスピーキングを大学にて実施し、学生に絵本の選書とメッセージカードの制作を依頼した。図書館では、事業内容の考案、参加者募集、連絡調整、ぬいぐるみの写真撮影及びアルバム作成、絵本の選書とメッセージカードの作成、コメントの記入補正等を行った。



1 愛知万博メモリアル第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の

選手について

1 日 時 令和6年12月7日(土) 12:30スタート 雨天決行

2 場 所 愛・地球博記念公園内、周回コース

3 参加チーム数 54チーム(愛知県全市町村)
市の部: 38チーム、町村の部: 16チーム

4 選手等 9区間 30.2km

区 間	距 離	区 分	氏 名 (所属等)	氏 名 (所属等)
第1区	2.8km	中学生女子	加藤 蓮乃 (東中2年)	田頭 愛麗 (東中1年)
第2区	4.8km	ジュニア 男子	森田 清 (関西創価高校3年・ 出身)	森田 聡 (関西創価高校3年・ 出身)
第3区	1.3km	小学生男子	遠藤 加惟 (白鳳小6年)	廣岡 直 (渋川小6年)
第4区	2.8km	中学生男子	富田 晴仁 (西中3年)	水野 詠 (東中2年)
第5区	1.1km	小学生女子	山内 菜緒 (瑞鳳小5年)	ガラカー 曙南 アン (白鳳小6年)
第6区	3.6km	一般女子	河内屋 聡子 (名古屋市・出身)	後藤 陽子 (印場元町)
第7区	4.4km	ジュニア 女子	丹羽 涼音 (豊田大谷高校3年・ 在住)	佐藤 穂香 (旭野高校1年)
第8区	4.4km	40歳以上	原田 幸秀 (春日井市・出身)	服部 篤彦 (柏井町)
第9区	5.0km	一般男子	金谷 将史 (瀬戸市・在勤)	有路 翔 (名古屋市・出身)

2 市民プールリニューアルについて

尾張旭市民プールについて、当市にゆかりのある篤志家（個人）から、リニューアルに係る寄附の申出がありました。寄附申出者との調整の結果、基本合意を締結し、直接寄附申出者が工事等を実施することを基本として、尾張旭市民プールをリニューアルすることとしました。

1 寄附者

匿名希望（尾張旭市にゆかりのある50代の会社経営者）

〈寄附者メッセージ〉

尾張旭市民プールの前を通りかかったところ、元気に遊ぶ子どもたちの姿を見かけ、昔よく自分の子どもを連れて行っていた頃のことを思い出した。

老朽化が進んだプールを目の当たりにし、地域の子どもたちに、きれいなプールで楽しく、安全に遊んで欲しいという思い、また将来、地域の子どもたちが大人になった時に、自分の子どもを連れて遊びにいけるプール、そういった環境を残していきたいという思いから、寄附をすることを思い立った。

2 リニューアルオープンの時期

令和8年夏

3 主な工程（予定）

令和6年度中 「基本合意書」に基づき、細目を定める「覚書」を締結
基本設計、全体事業費の積算

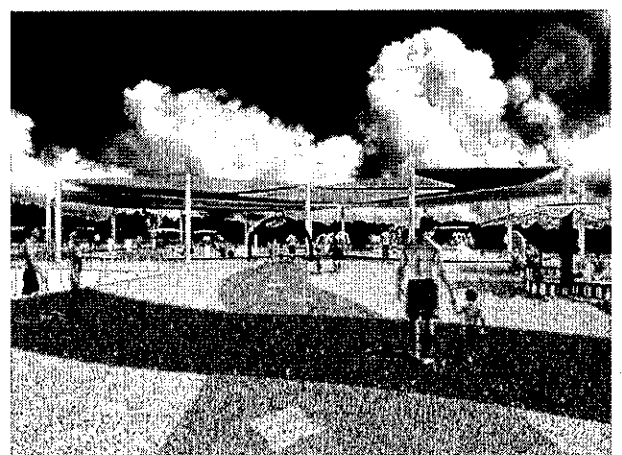
令和7年春～ 詳細設計、工事着工（令和8年6月竣工）

4 休止期間

令和7年夏の尾張旭市民プールの営業は、休止します。

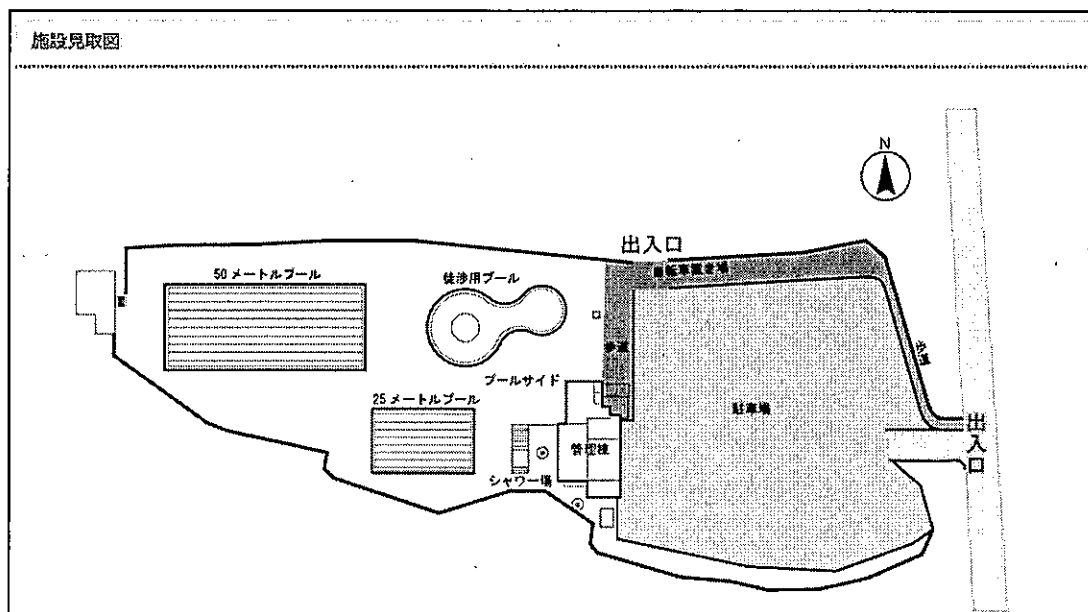
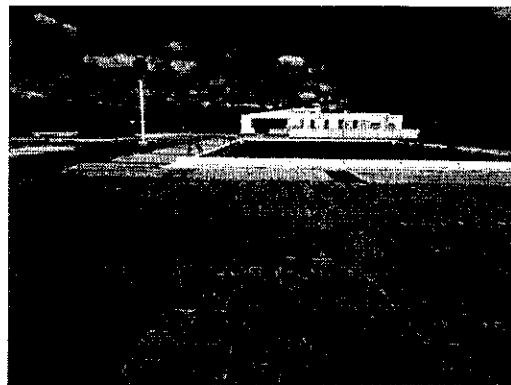
5 イメージパース

※あくまでもイメージです。



<参考>尾張旭市民プールの概要

- 1 所在地
尾張旭市上の山町間口2485番地
- 2 建築年
昭和53年
- 3 開設日
昭和54年7月1日（開設後46年目）
- 4 年間利用者数
21,908人（R6）、22,898（R5）、20,717人（R4）、22,999人（R3）
- 5 利用時間
7月1日～8月31日 午前9時～午後5時（休日：9月1日～翌年6月30日）
- 6 現状のプール（3種類）
50m（9コース）、25m（7コース）、徒渉用（幼児用）プール
- 7 駐車場
80台。市民プールの開場期間以外は、「市民プール広場」として利用



承認第4号

令和6年度一般会計補正予算（12月）に係る教育長の臨時代理に関し
承認を求めることについて

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第5
条第1項の規定により、別記のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2
項の規定に基づきこれを報告し、委員会の承認を求める。

令和6年11月27日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度9月補正予算調整後さらに調整する必要
が生じた予算について、令和6年11月13日に教育長が臨時に代理をしたの
で、その承認を求めるため必要があるからである。

令和6年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		12月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
14 使用料及び手数料	1 使用料	7 教育使用料	24,826	0	24,826	0	24,826
15 国庫支出金	2 国庫補助金	5 教育費国庫補助金	5,781	99	5,880	0	5,880
16 県支出金	2 県補助金	8 教育費県補助金	24,874	0	24,874	0	24,874
	3 県委託金	5 教育費委託金	185	26,835	27,020	0	27,020
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	640	0	640	0	640
		2 利子及び配当金	2	0	2	0	2
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	800	0	800	0	800
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	500	0	500	0	500
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	356,760	0	356,760	0	356,760
22 市債	1 市債	6 教育債	87,700	16,500	104,200	0	104,200
計			502,068	43,434	545,502	0	545,502

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		12月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,677	0	2,677	0	2,677
		2 事務局費	703,428	385	703,813	△ 17,156	686,657
		3 教育振興費	127,007	0	127,007	0	127,007
	2 小学校費	1 学校管理費	293,474	31,500	324,974	0	324,974
		2 教育振興費	121,906	0	121,906	△ 2,795	119,111
	3 中学校費	1 学校管理費	153,399	11,500	164,899	1,300	166,199
		2 教育振興費	78,530	0	78,530	0	78,530
	4 給食センター費	1 給食センター費	692,947	0	692,947	889	693,836
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	8,528	0	8,528	0	8,528
		2 社会教育振興費	4,480	0	4,480	0	4,480
		3 公民館費	160,361	0	160,361	0	160,361
		4 図書館費	38,630	0	38,630	0	38,630
		5 文化財保護費	14,290	0	14,290	0	14,290
		6 文化会館費	92,225	0	92,225	0	92,225
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	11,307	276	11,583	0	11,583
		2 体育施設管理費	102,384	22,000	124,384	0	124,384
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入返還金	200	0	200	0	200
計			2,605,773	65,661	2,671,434	△ 17,762	2,653,672

歳出予算明細書

10款 教育費		1項 教育総務費	2目 事務局費	(単位 千円)
節	補正額	説 明		
1 報酬	15,300	人件費		△16,784
2 給料	△8,429	一般職給料		△8,429
3 職員手当等	△21,182	[171,015 ⇒ 162,586]		
4 共済費	△1,673	扶養手当		△122
13 使用料及び賃借料	△1,172	[4,506 ⇒ 4,384]		
		管理職手当		△496
		[11,860 ⇒ 11,364]		
		地域手当		△630
		[11,754 ⇒ 11,124]		
		通勤手当		405
		[1,798 ⇒ 2,203]		
		住居手当		△1,079
		[3,199 ⇒ 2,120]		
		時間外勤務手当		△1,700
		[8,000 ⇒ 6,300]		
		期末勤勉手当		△3,060
		[72,441 ⇒ 69,381]		
		職員共済組合負担金		△1,673
		[59,483 ⇒ 57,810]		
		会計年度任用職員報酬		800
		会計年度任用職員報酬		15,300
		[194,797 ⇒ 210,097]		
		会計年度任用職員期末勤勉手当		△14,500
		[71,912 ⇒ 57,412]		
		教育ネットワーク整備事業		△1,172
		コンピュータ借上料		△1,172
		[24,785 ⇒ 23,613]		
計	△17,156			

10款 教育費		2項 小学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説 明		
12 委託料	△1,955	学習支援事業 (小学校)		△1,955
17 備品購入費	△840	水泳授業支援業務委託料		△1,955
		[28,000 ⇒ 26,045]		
		教材備品整備事業 (小学校)		△840
		教材備品購入費		△840
		[6,420 ⇒ 5,580]		
計	△2,795			

10款 教育費		3項 中学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説 明		
17 備品購入費	1,300	施設維持・校用備品整備事業 (中学校)		1,300
		校用備品購入費		1,300
		[3,433 ⇒ 4,733]		
計	1,300			

10款 教育費 4項 給食センター費 1目 給食センター費 (単位 千円)

節	補正額	説明	明
2 給料	8	人件費	889
3 職員手当等	756	一般職給料	8
4 共済費	125	[15,310 ⇒ 15,318]	
		扶養手当	20
		[450 ⇒ 470]	
		地域手当	11
		[994 ⇒ 1,005]	
		通勤手当	24
		[92 ⇒ 116]	
		時間外勤務手当	600
		[300 ⇒ 900]	
		期末勤勉手当	101
		[6,167 ⇒ 6,268]	
		職員共済組合負担金	125
		[5,038 ⇒ 5,163]	
計	889		

協議第4号

今後の中学校休日部活動の考え方について

今後の中学校休日部活動の考え方を、別記のとおり定めることについて協議する。

令和6年11月27日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、中学校の休日部活動において、令和8年4月から地域連携の取組を行うことを始めとする今後の中学校休日部活動の考え方について、委員会の意向を確認するため必要があるからである。

今後の中学校休日部活動の考え方

1 国・県の動き

- ・ 現在、中学校の部活動は、学習指導要領において学校教育の一環に位置付けられており、学校教職員による指導が行われている。
- ・ 少子化が進む中で生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境づくりや、部活動が教職員の長時間勤務の一因となっていることが課題となっている。
- ・ 以上を踏まえ、文部科学省や愛知県のガイドライン等に基づき、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることとされている。

地域移行：地域のスポーツ・文化芸術団体等が地域クラブを設立し、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する取組のことで、学校部活動を地域クラブ活動に移行すること。

地域連携：部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりする取組のこと。

2 これまでの検討

- ・ 令和4・5年度の2年にわたり、教育委員会事務局職員と学校代表教職員で構成する小中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、部活動の地域移行について検討を進めてきた。

年度	主な取組
令和4年度	部活動の現状把握 ・ 各中学校の部活動の状況調査 ⇒生徒数の推移と推計 ⇒部員数、顧問数、参加率の調査 ⇒競技未経験の顧問に対するヒアリング ⇒地域移行に当たっての課題抽出 ・ 教職員アンケート（無記名） [主なアンケート結果] ⇒部活動に携わっても構わないと回答したのは、中学校59名（52%）、小学校43名（20%） ⇒携わるに当たり重要な点は「種目を選ぶこと」
令和5年度	地域移行の原案検討 ・ 休日部活動を廃止した際の、「地域移行」の実施主体等を検討 ⇒「地域移行」の実施に当たり、不確定要素が多数存在する。 ✓中学校総合体育大会の出場資格（クラブチームの参加可否） ✓同大会の引率ルール（外部指導者による引率ルールの整理） ✓同大会の運営方法（教職員が外れることでの運営への影響） ✓同地区大会を開催する近隣市町の動向

令和5年度	⇒「地域移行」を実施・検討している市町で確認された課題あり ⇒学習指導要領の改訂の動向が不確定 (現行の部活動ガイドラインをベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を次期改訂時に合わせて見直す予定。なお、学校部活動の位置付けの見直しについても議論される。)
-------	--

＜これまでの検討における論点整理＞

- ・ 不確定要素や課題が多く、休日部活動を廃止して地域クラブを設置・運営する「地域移行」に一斉に移行することは難しい。
- ・ しかしながら、教職員の長時間勤務の是正は急務であり、既に実施している「部活動指導員や外部指導者による指導（「地域連携」に近い取組）」の状況を踏まえ、できるだけ早期に「部活動の地域連携」を実施する。

3 今後の中学校休日部活動の考え方

- ・ これまでの検討を踏まえ、今後の中学校休日部活動の考え方を、以下のとおり定める。
- (1) 目的
- 生徒が中学校生活を通して、スポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を作るためには、以下の2つの視点が重要である。

- ① 生徒の視点
 - ・ 生徒にスポーツや文化芸術活動の幅広い選択肢が提示され、無理なく取り組める一人ひとりに合った活動の機会が提供されていること。
 - ・ 専門的な指導者による、質の高い指導が提供されていること。
- ② 指導者の視点
 - ・ 指導者にとって、指導したいと思えること、指導したい種目であること、指導したい環境であること。
 - ・ 教職員の働き方改革につながる取組であること。

以上の視点を踏まえ、

生徒・指導者の両者から丁寧に意向を聞き取り、生徒が無理なく取り組める一人ひとりに合った活動の機会と質の高い指導を提供するとともに、指導者が指導したいと思う環境を整えることで、中学校生活を通して、スポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を作ることを目的とする。

加えて、教職員の働き方改革にもつながる取組とする。

(2) 中学校休日部活動の考え方

- 中学校の休日部活動における学校教職員の立場での指導を令和8年3月に廃止し、
引き続き、活動を希望する場合、令和8年4月から「部活動の地域連携」を実施します。
- 「部活動の地域連携」の実施に向けて、適正な部活動の運営と指導方針を見直しします。

- ① 「学校教職員の指導を令和8年3月までに廃止」する理由
- ・ 部活動が教職員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっていることへの対応が急務となっている。
 - ・ 令和6、7年度に、生徒・教職員を対象にした意向調査を実施し、その結果を踏まえて準備を進めることができる。
 - ・ 併せて、地域で部活動の指導を希望される方の募集を行うことができる。
- ② 「令和8年4月から部活動の地域連携を実施」する理由
- ・ 既に、部活動指導員や外部指導者による指導を行っている部活動があり、現状を踏襲した「地域連携」が本市の実情に合っている。
 - ・ 令和4年度に実施した教職員アンケートの結果を踏まえ、引き続き、指導を希望する教職員が部活動に携わることができる仕組みが必要である。(引き続き、教職員が指導を希望する場合、部活動指導員の立場に関わることとする。)
 - ・ 4月に、教職員の人事異動の状況を踏まえた各中学校の体制が固まる。
- ③ 「適正な部活動の運営と指導方針を見直し」する理由
- ・ 生徒が無理なく取り組める活動時間・活動量を改めて検討する必要がある。
 - ・ 教職員が兼職兼業許可を受けて、引き続き指導に携わるに当たり、適正な活動時間・活動量を検討する必要がある。

(3) 中学校休日部活動の地域連携による影響

- 生徒と教職員の両者が、引き続き活動を希望する場合、令和8年4月から指導体制を変更した上で、休日の部活動はこれまでどおり実施されます。
- 活動を希望する教職員と地域の指導者による部活動指導員が指導を行います。
- 活動を希望する教職員と地域の指導者がいない場合、休日の部活動は行いません。
(平日の部活動は、これまでどおり実施されます。)
- 適正な部活動の運営と指導方針を見直し、活動時間、活動量のスリム化を図ります。

4 中学校の休日部活動の地域連携に向けて

- (1) 休日部活動に関する意向調査
調査の趣旨や質問項目を、生徒及び教職員に事前に説明した上で、休日部活動に関する意向調査を実施します。
- ＜調査項目（イメージ）＞
- ・ 生徒向け
休日に活動したいかどうか
(活動したい場合) その条件 (活動時間・活動量)
(活動したくない場合) その理由 (自由意見・自由記述) など
 - ・ 教職員向け
休日に自分自身が指導する意向があるか
(意向がある場合) その条件 (種目・活動時間・活動量) など
- ※ 生徒向けについては、話し合いによる方法やアンケート調査による方法など、その意向が十分に反映される方法で実施します。
- (2) 次に掲げる仕組みを整理します。
- ・ 他校で指導を行う教職員の「教職員部活動指導員」の仕組み
 - ・ 大会やコンクールの引率など、部活動指導員として地域人材が活動できる仕組み
 - ・ 教職員の兼職兼業の仕組み (時間外労働時間の管理など)
- (3) 平日の学校部活動と一体的に実施し、大会やコンクールなどに参加することも想定します。
また、平日の部活動顧問と指導方針や生徒に関する情報を共有します。
- (4) 教育活動として実施する部活動であるため、引き続き教育委員会事務局で対応します。

5 地域連携のイメージ

種類	(学校) 部活動	部活動の地域連携
位置付け	部活動	部活動
主体	学校	学校
指導者	教職員	部活動指導員 (兼職兼業の教職員含む) ※市や県に登録された地域の指導者を想定
活動日	平日・休日	休日のみ (平日と一体的に実施) ※平日はこれまでどおり学校部活動を実施
大会参加	学校代表として参加	学校代表として参加
保護者負担	なし	なし

第 2 2 号議案

令和 7 年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について

令和 7 年度尾張旭市教職員定期人事異動方針を別記のとおり定めるため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 5 5 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、付議するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、令和 7 年度尾張旭市教職員定期人事異動方針を決定するため必要があるからである。

令和7年度尾張旭市教職員定期人事異動方針

尾張旭市教育委員会

1 方針

尾張旭市公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、令和7年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づき、次の基本方針のもとに、定期人事異動を実施する。

- (1) 適材を適所に配置し、人事の刷新を図るとともに、新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- (2) 学校間における教職員構成の充実、並びに職場の活性化を図る。
- (3) 管理職には、改革意識、管理・指揮監督能力を備え、包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を登用する。

2 実施要領

(1) 管理職人事

ア 転任 学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

イ 昇任 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

ただし、校長・教頭とも、特別の事情がある場合のほか、令和7年3月31日における年齢が57歳以下である者とする。

ウ 降任 自ら降任を申し出た場合においては、本人の申し出に基づき降任を認める。

(2) 教職員人事

ア 同一校の長期・短期勤務者の異動については、以下のように取り扱う。

(ア) 教員の同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。事務職員、学校栄養職員の同一校勤務7年を超える者も同様とする。

また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。

(イ) 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。

イ 各学校において、特別支援教育の一層の充実が図られるような配置に努める。

ウ 教員に、多様かつ豊富な教育的経験を得させるために、市町間・学校種別間の交流について配慮する。

エ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分程度までとするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

オ 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

※ なお、令和7年度の県費負担市町村立学校事務職員、学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準じる。

